

指名停止一覧

指名停止期間		商号又は名称 (主たる営業所所在地)	措置要件 (要綱第2条第1項別表の該当号)	備考
令和7年2月27日から 令和7年5月26日まで	3か月	株式会社KANSOテクノス (大阪市中央区)	建設業法違反 (別表第2の6の項中(2)－ウ)	
令和7年2月27日から 令和7年5月26日まで	3か月	株式会社かんでんエンジニアリング (大阪市北区)	建設業法違反 (別表第2の6の項中(2)－ウ)	
令和7年2月28日から 令和7年5月27日まで	3か月	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 (大阪市中央区)	建設業法違反 (別表第2の6の項中(2)－ウ)	
令和7年5月7日から 令和7年9月21日まで	4.5か月	新明和工業株式会社 (兵庫県宝塚市)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用

※要綱：八幡市建設事業等指名停止に関する要綱